

「世帯の所得等に関する調書」の記入方法

1 「同一生計世帯の家族構成」について

- (1) この調書は、同居・別居に関わらず、同一生計の人を全員記入してください。
なお、同居者でも別生計の家族がいる場合は、記入の必要はありません。
※ 所得のない人でも必要経費の対象となりますので、必ず記入してください。
- (2) 同一生計の家族で就学中の方は、B欄に記入してください。
- (3) 同一生計であるかどうかの判断は、申請時現在の生計状況を基準に判断してください。
- (4) 申請者本人についても、A欄に記入してください[本年は退職している等の事由があれば、下記(8)の指示に従ってください]。
- (5) 単身世帯の場合は、同一生計の有無に関わらず、必ず父・母の欄を記入してください。
- (6) **A欄に記入した人すべての家族について「所得証明書」(各市町村役場で発行)を添付してください。**(収入や所得がない場合も添付が必要です)
所得証明書は、貸与申請書の提出期限時点で市町村が発行可能な最新の所得証明書(平成29年中の所得に関するもの)としてください。
※ ただし、平成30年4月1日現在で18歳以下の方については、提出の必要はありません。
- (7) 単身世帯の所得算定にあたっては、原則父母の所得を合算しますのでA欄に記載のうえ所得証明書を添付してください。
なお、父母から支援が得られない等の特別な理由がある場合は、「特別事情」欄に○を記入し、「調書(その2)」に具体的な事情を記入してください。
※ この場合、記載内容を証明できる書類等を添付してください。
- (8) 家計の算定にあたっては、原則ご提出いただいた所得証明書の所得額を参考とします。
添付した所得証明書と本年の収入に大きな変動がある場合は、「収入減額」の欄に○を記入し、「調書(その2)」に具体的な事情を記入してください。
- (9) 所得に変動がある場合の「本年度収入見込額」の記入にあたっては、給与所得の場合は「支払金額(控除を受けていない額)を、給与所得以外の場合は収入額から必要経費を差し引いた後の「所得額」を記入してください。
※ この場合、本年の年間収入(見込)金額を証明する書類(就業先の支払見込み証明書等)を添付してください。
- (10) 上記の年間収入(見込)金額の証明が得難い場合は、1か月の支払明細書(写)等を添付のうえ、給与所得の場合は、16か月分、パート勤務又は給与所得以外の場合は12か月分を算定し、記入してください。

2 「特別控除事由の有無」について

- (1) 『母子・父子世帯』とは、次のいずれかに該当するものとします。
 - ア 母又は父と18歳未満の子の世帯
 - イ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
 - ウ 祖父母と18歳未満の子の世帯
 - エ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子(及び60歳以上で経済力のない祖父母)の世帯※ 18歳以上であっても就学者(本人含む)等経済力のない人は、18歳未満として扱います。
※ 「経済力のない」とは、前年又は前々年の所得金額が50万円以下の人をいいます。
- (2) 『障がいのある人』とは、次のいずれかに該当する人とします。
 - ア 身体障害者福祉法第15条の第4項の規定によって、交付を受けた身体障害者手帳に身体障がいがある人として記載されている人

- イ 戦傷病者特別救護法第4条の規定によって、戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ウ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中の人
- エ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持しない人でも「身体障害者福祉法『別表』」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかなる人
- オ 公害疾病の認定を受け、かつ当該公害による身体上の障がいがある人
- カ 原子爆弾による被爆者で、身体の機能に障がいのある人
- キ 心神喪失の状況にある人又は知的障がい者と判断される人
- ク 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ※ 備考欄には、障がいの区分・等級又は疾病の名称、障がい等の状況等を記入してください。

(3)『長期療養者』とは、申請時現在において6か月以上にわたる期間、療養中の人又は療養が必要と認められる人としてします。

「年間所要経費」の欄には、「療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額」を記入し、次の費用（健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額を除く。）について、申請時までの支出金額を基礎として今後の療養見込み期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額とします。

- ア 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代
- イ 病院、診療所へ入院するため支出する費用（入院患者の食費を除く。）
- ウ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用
- エ 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）
- オ 治療又は療養のために支出する医薬品代
- カ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

※ 証拠書類として「医療機関等の領収書の写し」等を添付してください。

(4)『主に家計を支える者が別居している世帯』の「年間所要経費」には、別居のために特別に支出している住居費、光熱・水道費、家具・家事用品購入費を記載してください。この項目は、父母の単身赴任等の場合に記入し、別居している家族（学生等）への送金は対象となりませんので注意してください。

(5)『災害・盗難等の被害を受けた世帯』とは、申請の前年から申請時までに被害を受けたために支出が増大したり収入が減少したりして、将来2年以上にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限ります。

また、「支出、減収年額」には「将来的に支出が増又は収入減となると思われる年間金額」で、次の費用（保険・損害賠償等によって補てんされた金額を除く。）により算出するものとします。

- ア 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費・修理費等
- イ 生産手段（田畑、店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ 証拠書類として『被災証明書』又は『盗難届出証明書』を添付してください。

(6)『申請者の学費』については、「年間授業料」のみ記載してください。入学金、施設協力金、実習費等は含みません。

なお、授業料の減免を受けている場合は、減免額を差し引いた額を記載します。

※ 記入方法や添付書類などでご不明の点があれば、県担当者（健康づくり課 TEL: 059-224-2294）にお問い合わせください。